令和３年３月３１日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【規則】	
○岡山県行政組織規則の一部を改正する規則	行政改革推進室
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃
○岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則	税務課
○岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則	〃
（以上県例規集登載）	
【告示】	
○許認可事務等標準処理期間要綱の一部改正	行政改革推進室
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法の一部改正	税務課
（以上県例規集登載）	
【企業局】	
○岡山県企業局事務処理規程の一部改正	総務企画課
（県例規集登載）	

目次

【人事委員会】	
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	人事委員会
○職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	〃
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	〃
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
（以上県例規集登載）	

◎岡山県規則第三十一号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十五条の四」を「第百二十五条の二」に、「第三百五十六条」を「第三百五十五条」に改める。

第八条第二項中「及び」を「、新型コロナウイルス感染症対策室及び」に改める。

第九条第三項を削る。

第十五条の表中「産業廃棄物班　災害廃棄物対策班」を「産業廃棄物班」に、「経理班　計量管理班」を「経理班」に、「建築第一班　建築第二班」を「建築班」に、「計画班　借上住宅管理班」を「計画班」に改める。

第二十六条の五中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号を第七号とする。

第二十七条第二項第七号中「こと」を「こと（他課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第三項第一号中「こと」を「こと（保健福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同項第四号中「（住宅課の分掌に属するものを除く。）」を削り、同条第四項中「（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室においては、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次項において同じ。）対策に関する事務（他課及びワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第二十九条第九号中「こと」を「こと（障害福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第十一号中「こと」を「こと（保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室及び同課ワクチン対策室の分掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十一条の二第三号中「の分掌」を「及び障害福祉課の分掌」に改める。

第三十一条の三第四号中「こと」を「こと（子ども未来課及び障害福祉課の分掌に属するものを除く。）」に改める。

第三十二条第六号中「保護委託」を「措置及び入所給付費」に改める。

第三十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条第二項第四号中「県産品（他課の分掌に属するものを除く。）」を「他課の分掌に属しない県産品」に改める。

第四十条の二第二項を削る。

第四十九条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とする。

第五十条第一項中第二十号を第二十一号とし、第三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　多面的機能支払に関すること。

第五十二条の二第十一号中「漁業環境」を「漁場環境」に改める。

第五十三条の二第四号中「戦略的維持管理」を「長寿命化対策」に改める。

第六十一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り上げる。

第六十一条の三中第十二号を削り、第十三号を第十二号とする。

第六十八条の七を第六十八条の九とし、第六十八条の四から第六十八条の六までを二条ずつ繰り下げ、第六十八条の三の次に次の二条を加える。

（保健医療統括監）

第六十八条の四　保健福祉部に、保健医療統括監を置く。

２　保健医療統括監は、上司の命を受け、保健医療行政の総合調整に関する事務を掌理する。

（新型コロナウイルス感染症対策監）

第六十八条の五　保健福祉部に、新型コロナウイルス感染症対策監を置く。

２　新型コロナウイルス感染症対策監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感染症対策に関する事務を掌理する。

第百二十五条を削る。

第百二十五条の二中「前条まで」を「第七十二条まで、第七十六条、第七十七条、第八十条、第百一条及び第百二十四条」に、「により同条例に規定する」を「第二条第一

項の規定により」に、「部」を「必要があるときは、部」に改め、同条を第百二十五条とする。

第百二十五条の三を削り、第百二十五条の四を第百二十五条の二とする。

第百二十六条の表感染症診査協議会の項中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第百三十九条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第百四十二条第一項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第百七十五条の二の表中

「

総務企画課

」を

「

総務企画課
総務企画班　障害者スポーツ推進班

」に、「地域支援班」を「地域支援班　心理支援班」に改める。

第二百三条を次のように改める。

（組織）

第二百三条　工業技術センターに、次の部、課又は班を置く。

部	課	班
	総務課	総務班　計量管理班
研究企画部		
応用技術部		
素材開発部		

第二百四条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　計量に関すること。

第二百十条の八第一項に次の一号を加える。

五　林業技術の研修に関すること。

第二百十条の八第二項第三号中「技術指導」の下に「及び研修」を加える。

第三百十一条第一項及び第三百十三条第一項中「県民局」を「必要があるときは、県民局」に改める。

第三百十四条中「前条まで」を「三百九条まで、三百十一条及び前条」に、「県民局」を「必要があるときは、県民局」に改める。

第三百十七条の二第一項中「記録資料館」を「必要があるときは、記録資料館」に改める。

第三百十七条の三第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改める。

第三百十七条の四第一項中「農林水産総合センター農業研究所」を「必要があるときは、農林水産総合センター農業研究所」に改める。

第三百二十条の二第一項中「健康の森学園」を「必要があるときは、健康の森学園」に改める。

第三百二十条の四第一項中「成徳学校」を「必要があるときは、成徳学校」に改める。

第三百三十条の二第一項中「工業技術センター」を「必要があるときは、工業技術センター」に改める。

第三百四十六条第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改める。

第三百四十八条を削る。

第三百四十八条の二第一項中「県立美術館」を「必要があるときは、県立美術館」に改め、同条を第三百四十八条とする。

第三百五十三条第一項中「行政機関」を「必要があるときは、行政機関」に改める。

第三百五十四条を次のように改める。

（水産業普及指導員）

第三百五十四条　必要があるときは、農林水産総合センターに、水産業普及指導員を置く。

２　水産業普及指導員は、漁業者に接して、水産業経営及び漁村生活の改善に関する知識及び技術の普及指導に従事する。

第三百五十六条を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部改正）

２　岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則（平成二十二年岡山県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一第五級地の項中「岡山県計量管理センター、」を削る。

◎岡山県規則第三十二号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「文化スポーツ振興監」の下に「、保健医療統括監、新型コロナウイルス感染症対策監」を加える。

第三条中第五項を削り、第六項を第五項とし、同条に次の一項を加える。

６　第一項の規定にかかわらず、軽易若しくは定例的な事案又はあらかじめ決裁をする権限を有する者と協議を行い当該者の承諾を得た事案については、第十三条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が決裁することができる。この場合において、合議を必要とするときは、当該合議先において、同意をする権限を有する者の承諾を得て、同条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が同意することができる。

第四条第二項中「（保健福祉部にあつては，保健及び医療に関する事務を統括する参与を含む。）」を削る。

第十三条第三項中「教頭」を「副管理者、教頭」に改める。

別表第一(1)１の項11を削り、同表２の項中２を削り、３を２とし、４を削り、同項５の備考欄中「［　　］」を「［・総務学事課法制班長への合議は，軽易かつ定例的なものとして総務学事課に登録したものを除く。］」に改め、同５を同項４とし、同項中６を削り、７を５とし、８を削り、９を６とし、同項10中「９」を「６」とし、同10を同項７とし、同項中11から16までを三ずつ繰り上げ、17を削り、18を14とし、同表３の項15(2)中「（保健福祉部にあつては，保健及び医療に関する事務を統括する参与を含む。以下この項において同じ。）」を記り、同表４の項中２を記り、３を２とし、４を３「［　　］」を「［・総務学事課長への合議は，県の滞納債権

とし、同表５の項中５を削り、同項６の備考欄中

を

の徴収等に係るものであつて軽易又は定例的なものを除く。	

に改め、同６を同項５とし、同項中７を削り、８を６とし、同項９中「８」を「６」とし、同９を同項７とし、同項中10を８とし、11を９とし、同表６の項中６を削り、７を６とし、８を７とし、９を削り、10を８とし、11を削り、12を９とし、13を10とし、同項14中「15」を「12」に改め、同14を同項11とし、同項中15を12とし、同表８の項１中「第243条の２第３項」を「第243条の２の２第３項」に改め、同項２中「第243条の２第８項」を「第243条の２の２第８項」に改め、同表10の項の合議先欄中「総務班長」及び「学事班長」を「法制班長」に改め、同表16の項１(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同２(3)中「及び時価が１件4,000万円以上のもの又は賃借料の総額が１件800万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同項４(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同４(3)中「及び１件2,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同表17の項１(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同１(3)中「及び１件2,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同項３(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同３(3)中「及び１件4,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同表20の項１(1)イ及び(2)イ中「軽易又は定例的な」を「ア以外の」に改め、同表21の項１(2)中「軽易又は定例的な」を「(1)以外の」に改め、同表27の項中20を21とし、16から19までを１ずつ繰り下げ、同項15の次に次のように加える。

16　地方独立行政法人の所有に属する土地等の貸付けの認可（第42条の３，第79条の５）		○				

別表第二(1)27の項中「範囲内」の次に「に限る。」を加え、同表32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、同表29の項の次に次の一項を加える。

30　その他収入及び支出（令達予算の範囲内に限る。）を伴う事案の決定		○

別表第二(3)27の項中「範囲内」の次に「に限る。」を加え、同表44の項を45の項とし、34の項から43の項までを一項ずつ繰り下げ、同表33の項の次に次の一項を加える。

34　その他収入及び支出（令達予算の範囲内に限る。）を伴う事案の決定

別表第三危機管理課の部中６の項を削り、７の項を６の項とし、８の項を７の項とし、９の項を８の項とする。

別表第三総務学事課の部11の項を削る。

別表第三財政課の部３の項２(8)を削り、同２(9)を同２(8)とする。

別表第三財産活用課の部１の項２を削る。

別表第三税務課の部１の項３及び４中「徴収金の徴収」の次に「並びに当該徴収金に係る歳入歳出外現金の払出命令」を加え、同部14の項２中

「○」を「○」に改め、同項を同部15の項とし、同項の次に次のように加える。

16	寄附金の受領に関する事務（他課に属するものを除く。）	1　特例控除対象寄附金の受納の決定（地方税法第37条の２第２項）	別表第１付表による○

別表第三税務課の部13の項２中「○」を「○」に改め、同項を同部14の項とし、同部10の項から12の項までを１項ずつ繰り下げ、同部９の項１中「県民局長」を「備前県民局長」に改め、同項２中「○」を「○」に改め、同項を同部10の項とし、同部８の項中「ゴルフ場利用税交付金」の次に「，法人事業税交付金」を、「環境性能割交付金」の次に「，分離課税所得割交付金」を、「第71条の67」

「○」

の次に「，第72条の76」を´「第177条の６」の次に「，附則第７条の４」を加え´「　　」を「　　」に改め´同項を同部９の項とし´同部７の項の次に次のように加える。

８　地方譲与税に関する事務	１　地方揮発油譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税，航空機燃料譲与税，森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税の収入決定（地方揮発油譲与税法（昭和30年法律第113号）第１条，石油ガス譲与税法（昭和40年法律第157号）第１条，自動車重量譲与税法（昭和46年法律第90号）第１条，航空機燃料譲与税法（昭和47年法律第13号）第１条，森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号）第27条，特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第４号）第29条）						○					

別表第三中山間・地域振興課の部６の項３中「　　○　　」を「　　○　　」に改め´同部８の項２中「(軽易なものを除く。)」を削り´同項３を削り´同部16の項２⑵中「(軽易なものを除く。)」を削り´同２⑶を削り´同部20の項５⑴中「(軽微なものを除く。)」を削る。

別表第三市町村課の部11の項３中「　　○　　」を「　　○　　」に改める。

「　　」　　「　　」

別表第三環境企画課の部中２の項を削り、３の項を２の項とし、４の項から６の項までを一項ずつ繰り上げ、同部７の項中２を削り、３を２とし、同項を同部６の項とし、同部中８の項から14の項までを一項ずつ繰り上げ、同部15の項８を次のように改める。

８	資料送付の協力要請（第93条第２項）						○	県民局長	

別表第三環境企画課の部15の項９を削り、同項を同部14の項とし、同部中16の項を15の項とし、17の項を16の項とする。

別表第三環境管理課の部２の項３(1)中「第18条の15第１項」を「第18条の17第１項」に改め、同３(3)中「第18条の16」を「第18条の18」に改め、同３(6)中「第18条の19」を「第18条の21」に改め、同項４(1)中「第18条の23から第18条の25まで，第18条の31第２項」を「第18条の28から第18条の30まで，第18条の36第２項」に改め、同４(2)中「第18条の26」を「第18条の31」に改め、同４(3)中「第18条の29」を「第18条の34」に改め、同４(4)中「第18条の31第１項」を「第18条の36第１項」に改め、同項６(3)中「若しくは受注者」を「，元請業者」に、「特定工事施工者」を「下請負人」に改め、「現場」の次に「，解体等工事の元請業者，自主施工者若しくは下請負人の事業場等」を加え、同部19の項２を削り、同項３を同項２とする。

別表第三循環型社会推進課の部２の項２(2)中「休止又は」を削り、「第８条」を「浄化槽の設置の届出等に関する浄化槽法施行細則の一部を改正する規則（令和２年岡山県規則第13号）附則第２項」に改める。

別表第三保健福祉課の部14の項１中

「　　」　を　「　　○　　」

に改め、同１(1)及び(2)を削り、同項２を同項３とし、同項１の次に次のように加える。

２	１のうち重要なもの			○			

別表第三保健福祉課の部15の項１中

「　　」　を　「　　○　　」

に改め、同１(1)及び(2)を削り、同項２を同項３とし、同

項１の次に次のように加える。

２　１のうち重要なもの						○					

別表第三保健福祉課の部19の項１中「　」を「　○　」に改め、同１(1)及び(2)を削り、同項２を同項３とし、同項１の次に次のように加える。

２　１のうち重要なもの						○					

別表第三保健福祉課の部20の項１中「　」を「　○　」に改め、同１(1)及び(2)を削り、同項２を同項３とし、同項１の次に次のように加える。

２　１のうち重要なもの						○					

別表第三指導監査室の部６の項８中「第29条第11項，第13項」を「第29条第13項，第15項」に改め、同項９中「第29条第14項」を「第29条第16項」に改め、同項10中「第29条第17項」を「第29条第19項」に改める。

別表第三被災者生活支援室の部１の項４中「措置」の次に「（借上型仮設住宅の管理を含む。）」を加え、同部の次に次のように加える。

新型コ	１　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第	１　感染症患者に係る届出の受理（第12条第１項，第８項）								○	保健所長	
		２　感染症の発生状況，動向及び原因の調査等（第15条第１項，第								○	保健所長	

ロナウイルス感染症対策室	114号）の施行に関する事務（同法第６条第７項第３号に規定する新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。）	８項）											
		3　医療関係者，感染症試験研究等機関への協力要請，勧告及び公表（第16条の２）				○							
		4　検体の提出等の勧告，採取，提出の命令，収去等（第16条の３第１項，第３項，第26条の３第１項，第３項，第26条の４第１項，第３項）									○	保健所長	
		5　健康診断の受診勧告及び受診措置（第17条）									○	保健所長	
		6　就業制限の通知（第18条第１項）									○	保健所長	
		7　就業制限に係る確認等（第18条第４項，第５項，第６項）									○	保健所長	
		8　感染症患者に対する入院勧告及び入院措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会への報告（第19条第１項，第２項，第３項，第５項，第７項，第26条第２項）									○	保健所長	
		9　感染症患者に対する入院延長の勧告及び入院延長の措置並びに当該勧告及び措置についての感染症診査協議会の意見聴取等（第20条，第26条第２項）									○	保健所長	
		10　入院患者の移送（第21条，第26条第２項）									○	保健所長	

		11　感染症患者の退院等（第22条第１項，第４項，第26条第２項）								○	保健所長	
		12　入院勧告，入院措置等の総合調整（第22条の３，第26条第２項）			○							
		13　入院患者等からの苦情の申出の処理（第24条の２，第26条第２項）								○	保健所長	
		14　入院に関する審査請求の厚生労働大臣への移送（第25条第４項，第26条第２項）			○							
		15　感染症の病原体に汚染された場所の消毒（第27条）								○	保健所長	
		16　物件に係る措置（第29条）								○	保健所長	
		17　死体の移動の制限又は禁止及び死体の埋葬の許可（第30条第１項，第２項）								○	保健所長	
		18　質問及び立入調査（第35条第１項）								○	保健所長	
		19　入院患者の医療費公費負担の決定（第37条第１項）								○	保健所長	
		20　診療報酬の額の決定及び診療報酬審査委員会の意見聴取（第40条第３項，第５項）					○					
		21　緊急時等の医療に係る療養費支給の決定（第42条第１項）								○	保健所長	

		22　報告の請求及び検査並びに診療報酬支払の差止め（第43条）						○					
		23　感染を防止するための報告又は協力の要請（第44条の３第１項，第２項）									○	保健所長	
	2　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行に関する事務（新型コロナウイルス感染症に関するものに限る。）	1　物資及び資材の備蓄等の決定（第10条）					○						
		2　医療等の実施の要請等（第31条第１項，第２項，第３項）				○							
		3　臨時の医療施設の開設等（第31条の２第１項，第３項）				○							

別表第三健康推進課の部２の項中「（平成10年法律第114号）」を削り、「事務」の次に「（新型コロナウイルス感染症に関するものを除く。）」を加え、同項２中「第４項，第６項」を「第６項，第８項」に改め、同項３中「第５項」を「第７項」に改め、同項中36を39とし、32から35までを三ずつ繰り下げ、31を33とし、同33の次に次のように加える。

34　感染を防止するための報告又は協力の要請（第44条の３第１項，第２項）									○	保健所長	

別表第三健康推進課の部２の項中30を32とし、16から29までを二ずつ繰り下げ、同項15中「第26条」を「第21条，第26条」に改め、同15を同項17とし、同項中14を16とし、13を14とし、同14の次に次のように加える。

15　入院勧告，入院措置等の総合調整（第22条の３，第48条の３）				○							

別表第三健康推進課の部２の項中12を13とし、９から11までを一ずつ繰り下げ、同項８中「第17条第１項，第２項」を「第17条」に改め、同８を同項９とし、同項中７を８とし、

同項６中「調査（第15条第１項」を「調査等（第15条第１項，第８項」に改め、同６の次に次のように加える。

７　医療関係者，感染症試験研究等機関への協力要請，勧告及び公表（第16条の２）			○						

別表第三健康推進課の部６の項12、13及び16中「特定施設」を「特定施設等」に改め、同項23中「健康増進法施行規則等の一部を改正する規則」を「健康増進法施行規則等の一部を改正する省令」に改め、同部14の項中「(平成24年法律第31号)」を記り、「事務」の次に「(新型コロナウイルス感染症に関するものを除く。)」を加え、同項１中「第２条第７号」を「第２条第８号」に改め、同項中６及び７を記り、８を６とし、同６の次に次のように加える。

７　臨時の医療施設の開設等（第31条の２第１項，第３項）			○						

別表第三生活衛生課の部21の項中13を16とし、同項12中「第37条，第38条」を「第37条第１項，第38条第１項」に改め、同項中12を15とし、５から11までを三ずつ繰り下げ、同項４中「及び」を「，」に改め、「徴収」の次に「，確認規程の廃止の届出の受理並びに技術的な指導及び助言」を、「第７項」の次に「，第８項，第９項」を加え、同４を同項７とし、同項中３を５とし、同５の次に次のように加える。

６　休廃止等の届出の受理（第14条）							○	食肉衛生検査所長	

別表第三生活衛生課の部21の項中２を３とし、同３の次に次のように加える。

４　食鳥処理衛生管理者設置等の届出の受理（第12条第６項）							○	食肉衛生検査所長	

別表第三生活衛生課の部21の項１の次に次のように加える。

	2　地位の承継の届出の受理（第７条第２項）									○	食肉衛生検査所長	

別表第三子ども家庭課の部中10の項を11の項とし，７の項から９の項までを一項ずつ繰り下げ，６の項の次に次の一項を加える。

7　児童福祉行政指導監査実施要綱（平成12年４月25日児発第471号）の施行に関する事務	1　市町村児童福祉行政の指導監査									○	県民局長	

別表第三障害福祉課の部１の項中８を９とし，７を８とし，６を７とし，５の次に次のように加える。

	6　被保護者健康管理支援事業の実施（第55条の８）									○	県民局長	

別表第三障害福祉課の部14の項中５を６とし，４を５とし，３を４とし，２の次に次のように加える。

	3　生活困窮者家計改善支援事業の実施（第７条第１項）									○	県民局長	

別表第三産業企画課の部を削る。

別表第三産業振興課の部に次のように加える。

6　計量法（平成４年法律第51号）の施行に関する事務	1　適正な計量の実施に関すること。											
	⑴　正確な計量をしていない者等への勧告，公表及び命令（第10条，第15条）									○	工業技術センター	

											所長	
	⑵　定期検査の実施（第19条，第39条）									○	工業技術センター所長	
	２　検定等に関すること。											
	⑴　検定及び装置検査（第16条）									○	工業技術センター所長	
	⑵　品質管理方法についての検査（第91条第２項）									○	工業技術センター所長	
	⑶　基準器検査（第102条）									○	工業技術センター所長	
	⑷　質量標準管理マニュアルの承認									○	工業技術センター所長	
	⑸　車両等の校正方法（仮分銅）の承認									○	工業技術	

										センター所長	
	３　指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定に関すること。										
	⑴　指定定期検査機関等の指定，指定の更新，適合命令，指定の取消し及び業務停止命令（第20条，第28条の２，第37条，第38条，第117条，第121条）			○							
	⑵　指定定期検査機関等の業務規程の認可及び変更命令（第30条，第121条）								○	工業技術センター所長	
	⑶　指定定期検査機関等において定期検査等を行う者の解任命令（第35条，第121条）								○	工業技術センター所長	
	４　正確な特定計量器等の供給に関すること。										
	⑴　届出製造事業者等への改善命令（第48条）								○	工業技術センター所長	
	⑵　販売事業者への勧告，公表及び命令（第52条）								○	工業技術	

											センター所長	
	⑶　特殊容器製造者の指定（第17条）									○	工業技術センター所長	
	⑷　指定特殊容器製造者への適合命令（第64条）									○	工業技術センター所長	
	⑸　指定特殊容器製造者の指定の取消し（第67条）				○							
	５　計量証明の事業に関すること。											
	⑴　計量証明事業の登録（第107条，第115条，計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第44条から第48条まで）									○	工業技術センター所長	
	⑵　事業規程の変更命令（第110条第２項）									○	工業技術センター所長	
	⑶　適合命令（第111条）									○	工業技術センター	

										所長	
	⑷　登録の取消し等（第113条）			○							
	⑸　計量証明検査（第116条，第121条第２項）								○	工業技術センター所長	
	⑹　計量管理に関する試験の実施（計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成５年通商産業省告示第549号））								○	工業技術センター所長	
	６　適正な計量管理に関すること。										
	⑴　適正計量管理事業所の指定（第127条第１項）								○	工業技術センター所長	
	⑵　計量管理の方法についての検査（第127条第３項）								○	工業技術センター所長	
	⑶　適正計量管理事業所への適合命令（第131条）								○	工業技術センター所長	

	⑷　適正計量管理事業所の指定の取消し（第132条）				○							
	7　報告の徴収（第147条）									○	工業技術センター所長	
	8　立入検査（第148条）									○	工業技術センター所長	
	9　計量器等の提出命令（第149条第１項）									○	工業技術センター所長	
	10　特定物象量表記の抹消（第150条）									○	工業技術センター所長	
	11　検定証印等及び装置検査証印の除去（第151条，第153条，第154条）									○	工業技術センター所長	

別表第三農政企画課の部の次に次のように加える。

対外戦略推進室	1　岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務	1　岡山県食品等製造施設等整備緊急支援事業及び岡山県グローバル産地づくり推進事業に係る補助金の交付の決定（変更又は取消しを含む。）									○	県民局長	

別表第三組合指導課の部３の項１(1)中「第11条の２」を「第11条の３」に改め、同１(2)中「第11条の４」を「第11条の５」に改め、同１(3)中「第11条の５」を「第11条の７」に改め、同１(4)中「第11条の11」を「第11条の14」に改め、同１(5)中「第11条の12」を「第11条の15」に改め、同１(11)中「，監査規程の設定，変更又は」を「の認可又は変更若しくは」に改め、「，第87条の２」を削り、同項２(3)中「若しくは当選又は専用契約」を「又は当選」に改め、「，第126条」を削る。

別表第三畜産課の部17の項１(9)ウ中「に係る措置命令（第12条の６第２項」を「，勧告に係る措置命令及び公表（第12条の６」に改め、同部22の項に次のように加える。

8　家畜人工授精所に係る変更等の届出の受理（第25条の２）									○	家畜保健衛生所長	

別表第三耕地課の部１の項１(10)、(15)及び(16)中「国・県営土地改良事業に関連する」を「国営土地改良事業関連等の」に改め、同部中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項を12の項とし、同部14の項中「，多面的機能支払事業」及び「，畑地かんがい施設等再編事業」を削り、「及び水利施設等保全高度化事業」を「，水利施設等保全高度化事業及び土地改良施設突発事故復旧事業」に改め、同項を同部13の項とする。

別表第三農村振興課の部７の項７中(1)から(3)までを削り、(4)を(1)とし、(5)を(2)とし、(6)を(3)とし、(7)を削り、同部12の項６中「第８条第１項」を「第８条第３項」に改め、同項中14を15とし、13を14とし、12を13とし、同項11中「の縦覧（第18条第３項」を「に係る指定市町村の長との協議（第18条第６項」に改め、同11の次に次のように加える。

12　賃借権の設定等に係る協議に対する同意（第19条の２第３項）						○					

別表第三農村振興課の部18の項１中「水田の畑地化推進事業」の次に「，新たな地域資源管理モデル導入推進事業，広域型農地集積推進事業」を加え、「中山間地域“食と農村”

の交流促進事業」を「多面的機能支払事業，農山村地域資源活用促進事業」に，「荒廃農地再生・利用促進事業」を「荒廃農地再生・活用事業」に改め，同項を同部19の項とし，同部中17の項を18の項とし，16の項の次に次のように加える。

17　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）の施行に関する事務	1　基本方針の策定及び農林水産大臣への協議（第５条）					○						
	2　事業計画に係る同意及び変更の同意（第７条第４項，第８条第４項）						○					

別表第三林政課の部22の項中「，おかやまの木で家づくり支援事業」を削る。

別表第三治山課の部１の項２(5)を削り，(6)を(5)とし，(7)を(6)とし，同項10(3)を削り，同部７の項３(1)中「（軽易なものを除く。）」を削り，同３(2)中「以外の」を「のうち軽易な」に改める。

別表第三道路整備課の部１の項２(43)中「第48条の20」を「第48条の37」に改め，同２(44)中「第48条の23，第48条の25」を「第48条の46，第48条の48」に改め，同２(45)中「第48条の25」を「第48条の48」に改め，同２(46)中「第48条の27」を「第48条の50」に改める。

別表第三港湾課の部１の項中２を削り，３を２とし，４を３とし，同項中５を削り，６を４とし，７から38までを一ずつ繰り上げる。

別表第三都市計画課の部１の項３中「又は協議に対する同意」を削り，同部に次のように加える。

14　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）の施行に関する事務	1　市町村の集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣への意見の申出（第３条第４項）	建築指導課長 住宅課長			○							
	2　市町村の集団移転促進事業計画に対する指導，助言等の措置（第９条第１項）						○					

別表第三建築指導課の部１の項を削り，同部２の項５中(36)を(38)とし，(15)から(35)までを一ずつ繰り下げ，同５(14)中「　　」を

「

○

」

に改め、同(14)中ア及びイを削り、同(14)を同５(15)とし、同(15)の次に次のように加える。

(16) (15)のうち軽易又は定例的なもの	
	○ 県民局長

別表第三建築指導課の部２の項５中(13)を(14)とし、(5)から(12)までを１ずつ繰り下げ、同２(4)中

「

」

を

「

○

」

に改め、同(4)ア及びイを削り、同(4)の次に次のように加える。

(5) (4)のうち軽易又は定例的なもの	
	○ 県民局長

別表第三建築指導課の部中２の項を１の項とし、３の項を２の項とし、同部４の項１中「第11条の４第１項第１号」を「第11条の３第１項第１号」に改め、同項を同部３の項とし、同部中５の項を４の項とし、６の項から18の項までを１項ずつ繰り上げ、同部19の項４(1)中「第29条第１項，第31条第１項，第34条」を「第34条第１項，第36条第１項，第39条」に改め、同４(2)中「第30条第３項」を「第35条第３項」に改め、同４(3)中「第32条，第33条」を「第37条，第38条」に改め、同項５(1)中「第36条第１項，第37条」を「第41条第１項，第42条」に改め、同５(2)中「第38条第１項」を「第43条第１項」に改め、同項を同部18の項とする。

別表第三住宅課の部12の項を削る。

別表第三用度課の部１の項４(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同４(3)中「及び取得額又は時価が１件4,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同項５(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同５(3)中「及び時価が１件4,000万円以上又は賃借料の総額が１件800万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同部３の項１中「第243条の２第３項」を「第243条の２の２第３項」に改め、同項２中「第243条の２第８項」を「第243条の２の２第８項」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十三号

岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

岡山県納税貯蓄組合規則（昭和二十九年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五条第一項」を「第五条」に改める。

様式第一号中「組合（連合会）代表者氏名　㊞」を「組合（連合会）代表者氏名　　」に改める。

様式第五号から様式第七号までの規定中

「代　表　者　氏　名　㊞」を

「代　表　者　氏　名　　」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の岡山県納税貯蓄組合規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十四号

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則（平成十五年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

様式第二号、様式第三号、様式第五号から様式第七号まで、様式第九号、様式第十一号及び様式第十二号中

「

㊞

」を

「

」に改める。

様式第十五号中「（名称）　㊞」を「（名称）　」に改める。

様式第十六号から様式第二十一号までの規定中

「

㊞

」を

「

」に改める。

様式第二十二号中

「

」を

㊞

「

」

に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の岡山県産業廃棄物処理税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県告示第二百七号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆太

別表保健福祉部の部指導監査室の項中22を23とし、６から21までを１ずつ繰り下げ、同項５中「(昭和25年法律第144号)」を削り、同５を同項６とし、同項４の次に次のように加える。

5	生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第１項ただし書	日常生活支援住居施設の認定	25日	５日		

別表保健福祉部の部医薬安全課の項９中「第４条第４項」を「第４条第３項」に改める。

別表産業労働部の部産業企画課の項を削る。

別表産業労働部の部産業振興課の項１中「第５条第４項」を「第12条第４項」に改める。

別表農林水産部の部組合指導課の項中31から34までを削り、35を31とし、36から46までを１ずつ繰り上げ、同項47中「第100条の８第３項」を「第105条第３項」に改め、同47を同項43とし、同項48中「第100条の８第４項」を「第105条第４項」に改め、同48を同項44とし、同項49中「第100条の８第５項」を「第105条第５項」に改め、同49を同項45とし、同項50中「第100条の８第５項」を「第105条第５項」に改め、同50を同項46とし、同項中51を47とし、52から60までを四ずつ繰り上げ、61を57とし、同57の次に次のように加える。

58	森林組合法第88条の３第２項	森林組合の吸収分割の認可	30日			

別表農林水産部の部組合指導課の項中62を59とし、63から70までを三ずつ繰り上げ、71を68とし、同68の次に次のように加える。

69	森林組合法第108条の13第２項	連合会の新設分割の認可	30日			

別表農林水産部の部組合指導課の項中72を70とし、73を71とし、74を72とする。

別表農林水産部の部農産課の項中８から10までを削り、11を８とし、12を９とし、13及び14を削る。

別表土木部の部都市計画課の項16中「認可」を「許可」に改め、同項22及び23中「又は協議に対する同意」を削る。

別表出先機関の部県民局（農林水産事業部）の項中28を削り、29を28とし、30から43までを一つずつ繰り上げる。

別表出先機関の部県民局（建設部）の項68から71までの規定中「第30条第１項」を「第35条第１項」に改め、同項72から75までの規定中「第31条第１項」を「第36条第１項」に改め、同項76から78までの規定中「第36条第２項」を「第41条第２項」に改める。

別表出先機関の部知的障害者更生相談所の項の次に次のように加える。

工業技術センター	1	計量法（平成４年法律第51号）第16条第１項第２号イ	型式承認表示の付された特定計量器（計量法施行令（平成５年政令第329号）第12条に掲げる特定計量器であつて型式承認表示が付されてから特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第18条に規定する期間を経過したものにあつては，修理済表示が付され，かつ，当該表示が付されてから同条に規定する期間を経過していないものに限る。）の検定	20日				
	2	計量法第16条第１項第２号イ	機械式はかり（ばね式指示はかりを除く。），分銅，おもり及びガラス製温度計の検定	20日				
	3	計量法第16条第１項第２号イ	特定計量器のうち１及び２以外のものの検定	80日				
	4	計量法第16条第３項	車両等装置用計量器の装置検査（特定計量器検定検査規則第３条第８項に規定する証票を付していないものに限る。）	20日				

5	計量法第16条第３項	車両等装置用計量器の装置検査（特定計量器検定検査規則第３条第８項に規定する証票を付したものに限る。）	60日				
6	計量法第19条第１項	定期検査	20日				
7	計量法第20条第１項	指定定期検査機関の指定	30日				
8	計量法第102条第１項	基準器検査	30日				
9	計量法第107条	計量証明事業の登録	20日				
10	計量法第116条第１項	計量証明検査	20日				
11	計量法第117条第１項	指定計量証明検査機関の指定	30日				
12	計量法第127条第１項	適正計量管理事業所の指定	20日				
13	計量法施行規則（平成５年通商産業省令第69号）第45条	計量証明の事業の登録証の訂正	４日				
14	計量法施行規則第46条	計量証明の事業の登録証の再交付	４日				
15	計量法施行規則第48条	計量証明の事業の登録簿の謄本の交付	４日				

	16	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について（平成12年通商産業省告示第940号）第２条	質量標準管理マニュアルの承認	15日				
	17	特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について第４条	車両等の校正方法（仮分銅）の承認	15日				

別表出先機関の部家畜保健衛生所の項４中「第31条第２項」を「第31条第３項」に改め、同項７及び８中「第４項」を「第６項」に改める。

附　則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第二百八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づき県税関係手続に係る知事が適当と認める書類及び方法（平成二十八年岡山県告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月三十一日

岡山県知事　伊原木　隆　太

別表第六条第一項第三号の項中「及び押印」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附　則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県企業管理規程第二号

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県公営企業管理者　佐　藤　一　雄

岡山県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

岡山県企業局事務処理規程（昭和四十八年岡山県企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

３　第一項の規定にかかわらず、軽易若しくは定例的な事案又はあらかじめ決裁をする権限を有する者と協議を行い当該者の承諾を得た事案については、第九条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が決裁することができる。この場合において、合議を必要とするときは、当該合議先において、同意をする権限を有する者の承諾を得て、同条に規定する第一次代決者又は第二次代決者が同意をすることができる。

別表第一(1)１の項９を削り、同表２の項５を削り、同項中６を５とし、７を６とし、同項８を削り、同項中９を７とし、10から13までを二ずつ繰り上げ、同項14を削り、同表６の項４を削り、同項中５を４とし、同項６を削り、同項中７を５とし、同項８を削り、同項中９を６とし、10から13までを三ずつ繰り上げ、同項14を削り、同表13の項１(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同(3)中「及び１件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削り、同項３(1)及び(2)中「(軽易又は定例的なものを除く。)」を削り、同(3)中「及び１件1,000万円以上のもので軽易又は定例的なもの」を削る。

附　則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第五号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長　秋　山　義　信

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「産業戦略監」を「知事室長　保健医療統括監」に、「知事室長　福祉政策企画監」を「新型コロナウイルス感染症対策監　福祉政策企画監　産業戦略監」に、「政策推進課、人事課及び公聴広報班」を「公聴広報班、政策推進課及び人事課」に、「人事班、評価班、行政改革推進室及び財政課」を「法制班、人事班、評価班及び財政課」に、「政策推進課、地方創生推進室、人事班、給与班」を「秘書課、政策推進課、法制班、人事班、給与班」に、「、財政課、法制班及び秘書課」を「及び財政課」に、「人事班、給与班、法制班及び秘書課」を「総務班に属する者で人事の事務を行うもの並びに秘書課、法制班、人事班及び給与班」に改め、同部出先機関の項中「参与　部長　総務課長　総括副参事（人事の事務を行う者に限る。）」を「部長　総務課長」に、「　主幹」を「　総括主幹（人事の事務を行う者に限る。）　主幹」に改め、同表教育委員会の部教育庁の項中「課長　」を「学校教育推進監　課長　」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第六号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長　秋　山　義　信

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第六十八条の七」を「第六十八条の九」に改め、同条第二号中「第三条第四項」を「第三条第五項」に、「、参事官」を「、運転免許センター長、参事官、会計監査官」に改め、同条第三号中「参与」を「学校教育推進監、参与」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十四条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長　秋　山　義　信

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

「福祉政策企画監」を

「新型コロナウイルス感染症対策監
福祉政策企画監」に、

「局長
危機管理監」を

「困難な業務を所掌する局長
危機管理監」に、

「総括副参事　五級
副館長　五級」を

「副館長
総括副参事　五級
副管理者　七級」に、

「

管理者	八級

」を

「

管理者 副管理者	七級

」に、

「

工業技術センター		
総括主幹	総括副参事	次長
四級	五級	七級

」を

「

工業技術センター		
総括主幹	総括副参事	次長
四級	五級	六級

」に、

「

知的財産センター所長 部長 総括参事	次長

」を

「

次長 知的財産センター所長 部長 総括参事	困難な業務を行う次長

」に改

」

め、同表教育委員会の項中

「教育次長」を

「教育次長
学校教育推進監」に、

「次長　六級」を

「次長
総括参事　六級」に、

「総括参事　六級
副館長　七級」を

「副館長
総括参事　六級」に改める。

別表第一トの表知事部局の項中

「保健医療統括監
困難な業務を所掌する課長」を

「困難な業務を所掌する課長
参事
参与」に改める。

別表第一チの表知事部局の項中「総括主幹」を「参事」に、「次長」を「所長　困難な業務を所掌する課長」に、「所長」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長　秋　山　義　信

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

「知事室長	」を

「知事室長
保健医療統括監」

に改め、「及び医療職給料表(一)の四級」を削り、

「福祉政策企画監	」を

「新型コロナウイルス感染症対策監
福祉政策企画監」

に、

「課長（主管課の課長及び行政職給料表の七級の職に限る。）	」を

「課長（主管課の課長及び行政職給料表の七級の職に限る。）
室長（行政職給料表の七級の職に限る。）」

に、

「次長 参事	」を

「次長」

に、

「

管理者	三種

」を

「

管理者	五種

」に、

「

所長	六種
課長（医療職給料表(二)の六級の職に限る。）	八種

」を

「

所長	六種

」に、

「

次長	
総括研究員	

」を

「

次長（研究職給料表の五級の職に限る。）	
次長	
総括研究員	

」に、

「

次長	
参与	
部長	

」を

「

次長（行政職給料表の七級の職に限る。）	
次長	
部長	

」に、

「

」

「校長　五種」を「校長　六種」に改め、同表教育委員会の項中「教育次長」を「教育次長　学校教育推進監」に、「部長　参事」を「部長」に、「次長　八種」を「所長　五種」「次長　総括参事　八種」に、「副館長　五種」「副館長　総括参事　八種」を「副館長　総括参事　八種」に改める。

「　　」

別表第二トの表中

「

三　種	121,100円

」を

「

二　種	126,600円
三　種	121,100円

」に改める。

別表第三トの表中

「

三　種	102,000円

」を

「

二　種	106,700円
三　種	102,000円

」に、

「

五　種	83,500円

」を

「

五　種	83,500円
八　種	60,300円

」に改める。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。